

2010年7月21日

関係各位

早稲田大学

### 被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対する入学検定料免除、入学金・学費等減免について（お知らせ）

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、本学の「災害等の被災学生および生徒等の学費等減免に関する細則」に則り、入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の志願者に対して、その機会をできる限り保証するため、被災の状況により、入学検定料・入学金の免除、学費等の減免措置を講じることにいたしました。

つきましては、下記1に該当する方で、今回の措置を希望する方は、下記の要領で手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 対象者

2010年4月1日以降に災害救助法が適用された市町村で被災された方で、早稲田大学学部・大学院の2010年度9月入学試験、および2011年度入学試験志願者（出願後に被災された方を含む）。

#### 【2010年7月21日現在の災害救助法適用地域】

2010年7月12日から大雨による被害地域

広島県：呉市

2010年7月15日の大雨による被害地域

山口県：山陽小野田市

2010年7月16日の大雨による被害地域

広島県：庄原市

#### 2. 被災の程度による学費等の減免基準

基本的な措置は次のとおりです。

本措置は「家宅等の被災状況」と「被災による収入の変化の状況」により決まります。

収入状況 家宅等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除
半壊	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 半期分の学費等免除
一部損壊	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 半期分の学費等免除	(免除措置なし)
被害なし	検定料・入学金免除・ 1年間の学費等免除	検定料・入学金免除・ 半期分の学費等免除	(免除措置なし)

水害による床上浸水は「一部損壊」と見做します。

### 3. 申請方法

以下の必要書類を揃えて、下記宛先まで郵送してください。

#### 【必要書類】

「2010/2011年度早稲田大学入学試験検定料免除申請書」(様式)

本学所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。被害状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

「罹災証明書」

倒壊や水害による浸水については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行します。

「所得に関する証明書」

被災の前後の収入状況が分かる書類(給与明細等)を提出してください。

「戸籍抄本」

家計支持者が被災により死亡した場合のみ必要です。その旨記載されたものを提出してください。

「診断書」

家計支持者が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

#### 【申請書送付先】

〒169-8050 早稲田大学入学センター 入学検定料係

### 4. 申請期限および審査結果通知

申請書送付期限： 2010年8月27日(金)(消印有効)

申請書類に基づき審査を行い、その結果を9月7日(火)に文書で送付しますので、審査結果を確認してから出願してください。

**8月28日以降でも可能な限り申請を受け付けます。「3.申請方法」にしたがって提出書類を送付してください。書類を受取後、結果を文書にてお知らせします。**

### 5. その他

- ・既に早稲田大学の2010年度9月入試、2011年度入試を受験された方は、入学センターまでお電話でお問い合わせください。(連絡先は下記)
- ・入学試験合格者に対しては、入学金および学費等の減免申請方法を別途お知らせします。

### 6. 本件に関する問合せ先

早稲田大学入学センター 電話：03-3203-4331

以上